

## 同月過誤の流れについて

同月過誤は通常の過誤とは異なります。

同月過誤を行う例としては過誤の件数が多く、通常の過誤ではマイナスが大きい場合等に限ります。

県外の事業所の場合は審査の関係上、同月過誤をお断りする場合があります。

同月過誤を行う場合は事前に保険者に相談をお願いします。

## 同月過誤と通常過誤の違い

正しい請求 10,000円

誤った請求 11,000円

上記の場合以下のようになります。

通常過誤を行った場合

- ①過誤申立を提出し決定されると11,000円がマイナスになります。
- ②再請求を行うことで10,000円が支払われます。

同月過誤を行った場合

- ①同月過誤申立と再請求を同時に行うことにより1,000円のマイナスになります。

## 同月過誤の流れ

- ①事業所は保険者へ同月過誤の協議を行い、実施月、回数を決める。
- ②事業所は同月過誤申立書を保険者へ、同月過誤・再請求実施計画書を国保連合会へ提出する。（実施月の前月20日まで）
- ③同月過誤実施月に保険者は国保連合会へデータ送信、事業所は正しい請求を行う。
- ④再請求の翌月はじめに国保連合会から過誤決定通知書が届き、その月に差額調整を行った額が振り込まれる。

## 同月過誤のスケジュールの例

- ①事業所は同月過誤の協議を6月10日に行い、7月に実施に決める。
- ②事業所は同月過誤申立書と同月過誤・再請求実施計画書を6月20日までに提出する
- ③保険者は7月1日に国保連へデータを送信、事業所は7月10日までに再請求を行う。
- ④8月に支払われる介護報酬から同月過誤のものが差額調整される。